

【関係漁業協同組合】 岐阜県矢作川漁業協同組合

[illegible]

2 全川においては、次の表に記載された漁法を除き、あまご・うなぎの遊漁をしてはならない。

漁業の名称	漁業の方法		区域
あまご漁業	竿釣（餌釣、毛針釣、ルアー釣）		全域
	たも網	口径40cm以下	
うなぎ漁業	手釣、竿釣、筒漁、捨て針		
	たも網	口径40cm以下	

（遊漁期間）

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれの右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	6月1日以降組合が定めて公示する日から12月31日まで
あまご	3月1日から9月30日まで ただし、たも網による遊漁は5月1日から9月30日まで
うなぎ	4月1日から9月30日まで ただし、たも網による遊漁は5月1日から9月30日まで

2 略

第5条から第7条 略

（遊漁料の額及び納付方法）

第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

一 手釣、竿釣又はたも網による遊漁の場合

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料	
		日 釣	年 釣
あ ゆ	手釣・竿釣	2,000円	10,000円
雑 魚	手釣・竿釣・たも網	1,000円	4,500円

2 略

3 遊漁料は、組合が指定する遊漁証取扱所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

（遊漁期間）

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれの右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	6月1日以降組合が定めて公示する日から12月31日まで
あまご	3月1日から9月30日まで
うなぎ	4月1日から9月30日まで

2 略

第5条から第7条 略

（遊漁料の額及び納付方法）

第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

一 手釣、竿釣又はによる遊漁の場合

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料	
		日 釣	年 釣
あ ゆ	手釣・竿釣	2,000円	10,000円
雑 魚	手釣・竿釣	1,000円	4,500円

2 略

3 遊漁料は、組合が指定する販売所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

たも網の遊漁期間を定めるため

漁業調整規則の一部改正に伴い、たも網の遊漁料を規定

納付場所及び交付場所の明確化のため

<u>4 前項に規定する指定遊漁証取扱所は、組合の掲示板又はウェブサイトにて公表し、遊漁証取扱所には「遊漁証取扱所」の標札を掲げるものとする。</u> (遊漁承認証に関する事項) 第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(組合が指定する<u>遊漁証取扱所</u>又はオンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。 (1) 承認を受けた者の氏名、住所 (2) 承認期間 (3) 魚種 (4) 漁具・漁法 (5) 遊漁区域 (6) 遊漁料の額 (7) 注意事項 (8) その他参考となるべき事項 (9) 発行者名 2 前項(1)に規定する事項は、日釣遊漁承認証においてこれを省略することができる。 3 遊漁承認証の交付は、前条第<u>3</u>項に組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。 4 略 第10条から第11条 略 (違反者に対する措置) 第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。	(遊漁承認証に関する事項) 第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(組合が指定する<u>販売所</u>又はオンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。 (1) 承認を受けた者の氏名、住所 (2) 承認期間 (3) 魚種 (4) 漁具・漁法 (5) 遊漁区域 (6) 遊漁料の額 (7) 注意事項 (8) その他参考となるべき事項 (9) 発行者名 2 前項(1)に規定する事項は、日釣遊漁承認証においてこれを省略することができる。 3 遊漁承認証の交付は、前条第<u>2</u>項に組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。 4 略 第10条から第11条 略 (違反者に対する措置) 第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。	文言修正 条ズレ修正	
---	---	--------------------------	--